

A photograph of several black gravestones in a cemetery. In the foreground, there are two vases of flowers: one with red lilies and yellow chrysanthemums, and another with purple flowers. The background is a bright blue sky with light clouds. The text is overlaid in the center of the image.

承継者がいない場合の 墓じまいの方法と流れ

1. 墓じまいの基礎知識：

1. お墓の中身を把握しておく

●お墓の遺骨に関して以下の点を確認する

(1) 誰の遺骨があるのか？

(2) 数量・大きさ・経過年数・破損・汚損等の状態

2. 墓じまい後の遺骨の行先の決定

●墓じまい理由の多くは「墓守がいなくなるから」というケース…したがって

(1) 管理や維持費がかからない形態を選択することが必要

(2) 継承者のいない遺骨の行先例（2018年時点）

1位：菩提寺で永代供養（合祀） 約35%

2位：公営墓地への改葬合祀 約27%

3位：散骨 約25%

4位：民間墓地への改葬合祀 約12%

5位：納骨堂 約1%



2. 墓じまいのチェックフロー①：

Step 1. 祭祀承継者同士の意見をまとめる

- 最もトラブルが多いのが親戚同士の争い→しっかりと理解を得ておく必要有り
- お墓や遺骨のことは**祭祀承継者が全ての権限**を持つことになるので…
- 「**祭祀承継権**」は相続とは異なり→遺族全員である必要はない
- 意見をまとめておくことが重要→「**書面・サイン**」のstepも効果的

Step 2. 現在の墓地管理者に墓じまいの意思を伝える

- 専用の書類が有る場合が多い→電話連絡・ホームページ確認
- 「**離檀料を巡るトラブル**」は意外と少ない→金銭面での話し合いが重要

Step 3. 改葬許可申請

- 原則：**散骨・自宅供養**の場合→「**新しい墓**」はない→**改葬手続申請は不要**
- 例外：**自治体**により解釈が異なる→改葬手続申請がないと遺骨が引き取れない場合も→散骨は公式判断出来ないため許可されない自治体が多い
- 「**受入証明書を発行してくれる樹木葬**」は選択肢として有り
- 受入証明書発行後→**管轄市区町村で「改葬許可申請」**の手続き



3. 墓じまいのチェックフロー②：

Step 4. 墓を撤去する専門業者の決定

- 撤去する業者は「墓石屋」→寺院等によっては指定業者がある
- 墓地が狭くクレーン車が横付け出来ない→人海戦術→コスト高につながる
- 一般的な墓じまいの相場→30万円以内

Step 5. 遺骨を取り出しメンテナンス

- (1)永代供養（合祀）する場合 →骨壺内の水抜き・骨壺の清掃
- (2)散骨する場合 →乾燥→粉骨→散骨
- (3)納骨堂に預ける場合 →洗骨→乾燥→殺菌→新しい骨壺へ
- (4)自宅供養する場合 →水抜き→洗骨→乾燥→真空パック
- 乾燥から散骨まで全て任せたい場合→散骨代行を利用すると便利
- 自宅供養する場合→骨に菌類が付着可能性有り→真空パック等で対応

Step 6. 墓石を撤去し更地に

- 更地にした後→墓地管理者に永代使用権を返納して終了

